

学校いじめ防止基本方針



川越市立福原中学校

平成30年4月1日

(平成30年8月20日改定)

目 次

はじめに

I 基本方針

- 1 いじめ防止に対する基本的な考え方
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止のための組織体制
- 4 いじめ防止のための学校づくり
- 5 早期発見への取組
- 6 いじめが発見・通報された場合の対応
- 7 いじめの解消
- 8 重大事態への対処
- 9 その他の留意事項

II 関係機関との連携

III いじめ防止年間計画（別紙） 資料

はじめに

川越市立福原中学校の学校いじめ基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）の改定（平成 29 年 3 月 16 日）を受け、川越市の状況を踏まえ改定された、「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、川越市立福原中学校の学校いじめ基本方針として定めるものである。

I 基本方針

1 いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめ防止等に関する基本理念（川越市）

- (1) すべての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する
- (2) 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、すべての児童生徒において、いじめをしない心を育てる。
- (3) 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめを受けている児童生徒を守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

福原中学校としての基本理念

- (1) 「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱としてすすめる。
- (2) いじめについて家庭でも話し合い、教職員、生徒、保護者、地域全体がいじめについて共通認識を持てるよう努める。
- (3) いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化する。

重点項目

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、生徒に「いじめを絶対に許さない」心を育てること。＜未然防止＞
- (2) いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多いため、生徒からのいじめのサインを、大人が見逃さないようにすること。＜早期発見＞
- (3) いじめ問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをすること。＜未然防止＞
- (4) いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、日頃より校内の体制を整備すること。＜組織的な対応＞
- (5) いじめ問題が発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめられている生徒を絶対に守り通すとともに、いじめをしている生徒には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行うこと。

＜連携＞

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（国の基本方針より）

いじめの認知に対する方針等

- (1) 個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立つて行う。また、いじめの認知については「校内いじめ対策委員会」を活用して行う。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめられている生徒の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。

3 いじめ防止のための組織体制

- (1) 校長を中心に全教職員が一致協力できる体制を確立する
- (2) 「学校いじめ対策委員会」については、次のとおりとする
 - ① 週1回開催している「生徒指導・教育相談部会」の中で、日々のいじめ問題について対応する

- ② 保護者や地域住民の意見も参考にするために、年3回「いじめ対策委員会」を開催する。構成員は、校長、教頭、学校評議員、生徒指導主任、教育相談主任とする。
- ③ 重大事案の調査や生徒のケアが必要な際には、②の「いじめ対策委員会」の構成員にスクールカウンセラー、さわやか相談員、関係教職員等を加える。
- ④ 「学校いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
構成は、校長、教頭、学校評議員、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、さわやか相談員、学校医等から組織的対応の中核として機能するような体制を学校の実情に応じて決定する。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校医等の専門家、ならびに自治会関係者やPTA役員等、地域住民や保護者の参画を図ることにより実効性の高い組織作りに努める。
- ⑤ いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ⑥ 必要に応じて、さわやか相談員やスクールカウンセラーが参加しながら対応する。
- ⑦ いじめ防止基本方針・年間計画の作成・実施に当たっては、保護者・地域の組織（PTA育成会、学校応援団等）と連携して対応する。

4 いじめ防止のための学校づくり

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 「笑顔と歌声、夢のあふれる福原中学校」を目指し、教職員が一丸となり、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を行う。
- (2) 「思いやりにあふれ、笑顔であいさつできる学校」を目指し、生徒と教師の人間関係、信頼関係を強める。
- (3) 「安心・安全で、規律ある学校」を目指し、好ましい人間関係の構築を行い、いじめの撲滅に努める。
- (4) 小学校との連携を充実させ、生徒指導上の情報交換を密にすると共に、いじめの防止のための取組を推進する。
- (5) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成する。

- (6) いじめとは何かについて、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなど、生徒と教職員が認識を共有する。
- (7) 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (8) いじめ加害の背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとして関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたい、分かりやすい授業づくり、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- (9) 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感ずることのできる機会を提供し、自己有用感が高められるよう努める。
- (10) 生徒がいじめの問題について学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

5 早期発見への取組

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 日常的な児童生徒相互の人間関係の把握に努める。特に遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化を、人間関係の変化の可能性を含むものと考え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
- (2) 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3) 生活ノートや個人面談、家庭訪問の機会を有効に活用し、日頃から生徒の様子や行動に気を配る。
- (4) 「いじめ発見チェックリスト」を活用し、日頃の生徒の様子や行動を注意深く観察する。
- (5) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して生徒を見守る。
- (6) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (7) パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見が難しいため、生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

留意点

- ・いじめを受けている児童生徒の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にもそのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例

えば好意から行った行為が意図せずに相手側を傷つけたが、すぐにいじめをした児童生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策委員会に報告することは必要となる。

- ・学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、学校への通報および適切な措置を定めた、法第23条第1項の規定に反することに十分留意する。

6 いじめが発見・通報された場合の対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、速やかに学校いじめ対策委員会に報告する。報告を受けた学校いじめ対策委員会で組織的に判断する。その際、いじめを受けている生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。
- ・いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、「学校いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有する。
- ・速やかに関係生徒から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・指導に困難な際、または生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめを受けている生徒及びその保護者への支援

- ・いじめを受けている生徒から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に（全容が分からなくても、分かった範囲で）保護者に事実関係を伝える。
- ・状況に応じて、見守りを行うなど、いじめを受けている生徒の安全を確保する。

- ・いじめを受けている生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
 - ・状況に応じて、いじめをしている生徒を別室で指導する。
 - ・必要に応じて、いじめを受けている生徒の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
 - ・解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。
- (3) いじめをしている生徒への指導及びその保護者への助言
- ・いじめをしているとされる生徒から、事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じてスクールカウンセラーなど心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
 - ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
 - ・いじめをしている生徒への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・いじめをしている生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮する。
 - ・いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
 - ・誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ・全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- (5) ネット上のいじめへの対応
- 計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている児童生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、書き込み等の拡散の被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
 - ・必要に応じて、法務局又は地方法務局、所轄警察署と連携して対応する。
 - ・ネットパトロールと連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

- ・ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見しにくいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること。
 - ・いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ・相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。
 - ・いじめの行為の重大性等から長期の期間が必要とされる場合は、この目安に関わらず設定する。
 - ・相当の期間が経過するまでは複数の教職員が関係の生徒の様子を含めいじめの状況を見守り期間が経過した段階で判断を行う。
- (2) いじめをうけた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
 - ・いじめを受けた生徒がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないことを、生徒本人およびその保護者に対し、面談等により確認する。
 - ・いじめが解消していると判断した後も、再発する可能性が十分にあることを踏まえて関係生徒の人間関係について日常的に注意深く見守る。

8 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

- (1) 重大事態とは、いじめにより生徒が次の状況に至った場合とする。
 - ・生徒が自殺を企図した
 - ・身体に重大な傷害を負った
 - ・金品等に重大な被害を被った
 - ・精神性の疾患を発症した
 - ・相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた
 - ・その他、校長や教育委員会が認めたもの

- (2) 重大事態が発生した場合、教育委員会へ発生を報告する。
- ・生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる
 - ・生徒又は保護者からの申立てについては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査を実施しないまま、重大事態ではないと断言できないことに留意する
- (3) 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、重大事態が起きてから急きょ調査組織を立ち上げることは困難ある点に留意し、平素から迅速な調査の実施に備える。
- ・調査組織の構成については、学校いじめ対策委員会を母体とし、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する
 - ・いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする
 - ・いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめをしている生徒への指導を行い、いじめ行為を止める
 - ・いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う
 - ・いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う
- (4) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し適切に提供する。その際、いじめを受けた生徒又は保護者が十分な結果を得られないと判断する場合には教育委員会が主体で調査を行う。学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合も同様である。
- ・情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- (5) 調査結果については、教育委員会に報告する。

9 その他の留意事項

(1) 校内研修の充実

- ・いじめ防止年間計画に基づき、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- (2) 校務の効率化
 - ・教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。
- (3) 学校評価と教員評価
 - ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
 - ・教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。
- (4) 地域や家庭との連携について
 - ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
 - ・相談窓口広報リーフレット等の配布による相談窓口を周知する。
 - ・スクールカウンセラーやさわやか相談員による相談活動の積極的な活用を図るための生徒保護者への周知を行う。(相談日の案内など)

II 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

- (1) 警察との連携
 - ・川越警察署生活安全課との日常的な連携
 - ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
 - ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による、保護者、生徒への情報モラルについての啓発
- (2) 川越市立教育センター分室(リベアラ)との連携
- (3) 児童相談所との連携
- (4) 家庭裁判所との連携
- (5) 民生委員・児童委員、保護司との連携

III ・福原中学校いじめ防止年間計画 (別紙)

- ・資料 川越市いじめ防止のための基本的な方針【概要】(川越市)
- ・資料 いじめ問題等への組織的対応(川越市)